

ひとり親家庭住宅支援資金
現況報告書

年 月 日

社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会理事長 様

住 所	〒 ー	
	電話番号 (ー ー)	
フリガナ		生年月日
氏 名		年 月 日生 (歳)

社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業実施要綱第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

借 用 日	年 月 日	貸 付 金 額	円
求 職 活 動	求職活動の内容 ※該当するものにチェックしてください	<input type="checkbox"/> ①求人への応募 回 <input type="checkbox"/> ②公共職業安定所等が行う職業相談・職業紹介等 回 <input type="checkbox"/> ③公的機関等が行う個別相談が可能な企業説明会参加等 回 <input type="checkbox"/> ④職業訓練等を受講 (年 月 日～ 年 月 日) <input type="checkbox"/> ⑤その他 ()	
	求職活動	年 月 日から 年 月 日まで	
従 事	現在の就職先	所在地 〒 ー 電話番号 (ー ー)	
	業務従事	名 称	年 月 日から 年 月 日まで

※裏面の記載内容をよくご確認のうえ、それぞれの提出期限までに社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会までご提出ください。

提出が必要なとき

①貸付け（4か月目以降の家賃分）を受けたいとき

【提出期限】貸付けを受けたい月の前月1日から20日までの期間（必着）

【提出書類】本紙

【留意事項】4～6か月目、7～9か月目、10～12か月目の家賃分の貸付けを受けたいときは、それぞれの前月1日から20日までの期間に提出してください。

なお、本紙の提出がなかったときは、お支払いできません。

②貸付けが終了したとき

【提出期限】貸付けが終了した翌月月末まで（必着）

【提出書類】本紙、貸付期間中の家賃の支払い額がわかる書類（領収書等）

【留意事項】提出がなかった場合は、返還が免除されないことがありますので、必ず提出してください。

③貸付終了後

【提出期限】②の提出日が属する月の翌月から起算して3か月ごと（必着）

【提出書類】本紙

記入上の注意

○求職活動期間は求職活動開始日から、書類提出日までのこと。

○業務従事期間は現在お勤めの職場の勤務開始日から、書類提出日までのこと。

○申請時の内容から変更があった場合は、ひとり親家庭住宅支援資金貸付変更申請書（様式第6号）を提出すること。